

竹原市民生都市建設委員会

平成29年11月30日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第52号 土地改良事業計画の変更について
- 2 議案第53号 総合公園バンパー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について
- 3 議案第56号 平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査（調査）について

(平成29年11月30日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 住 田 昭 徳
議 会 事 務 局 係 長 矢 口 尚 士
議 会 事 務 局 主 事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起

午前9時55分 開議

委員長（宮原忠行君） それでは、おはようございます。

ただいまより2回目の民生都市建設委員会を開催させていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き民生都市建設委員会を開会いたします。

市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（吉田 基君） 委員の皆様、本日は民生都市建設委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、付託議案につきまして慎重に御審査いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、一括質疑を行う前に、前回の委員会において、議案第53号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についての松本委員の質疑に関して、今回の委員会で樹木管理における労務管理の積算方法について説明を受けることとしておりましたので、まず建設部より報告を受け、この報告を踏まえて一括質疑に入りたいと思えます。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、御指摘のございました案件につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

まず、バンブー・ジョイ・ハイランドにおける樹木管理につきましては、仕様書の中で最低限の管理水準を定め、施設の基本方針やコンセプトに沿って、事業者の創意工夫による管理を持っているものであり、通常の工事や業務委託のように作業内容ごとに労務費等を積み上げた積算は行わず、これまでの指定管理費の実績額をもとに施設管理費として算定したものであることから、御提示できる労務単価等は資料はございません。先ほど述べましたが、指定管理者が自らのノウハウと裁量等により効率的な管理を行うことで、行政側の経費や労力の削減ができ、利用者のサービス向上につながるものと考えております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの建設部長の説明も踏まえて一括質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は順次挙手によりお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、質疑に入りますけれども、今の設計労務単価の問題、設計単価の問題、指定管理料の問題がありましたけれども、なぜあえて聞くかというのは、質問に入るのですが、前回の審査でもいろいろ委員から出されましたが、特に審査得点が指定管理料と2つの定量的、定性的評価というのがあって、1つは定量的評価というのは指定管理料のことですけれども、ここで配点が20点のうち4点ということで極端に低い状況ですから、あえてそこを聞きました。しかし、答弁がありません。そこはとても残念だし、不透明なところだなと思いますけれども、市長がおられるのであえて聞きたいのは、1つは前回も審査で意見が出されたのですが、こういった定量的審査にしても、今度は定性的審査にしても評価点が極めて低いと、この人がいいかどうかという評価する得点が。というのは、さっき言ったように定量的評価の問題では、配点が20点のうち4点しかありません。それが指定管理料に関わる部分です。もう一つは、定性的事項というのは、180点の持ち点があって、その中の91点がということで過半数ぎりぎりといいますかね、だから極めて低い評価点が出されて、委員の方もその審査の中で意見を出されておりました。特に前回の審査でも同僚委員も意見を出されましたが、まず修正案を具体的に出示してくださいよということもあえて出ています。しかし、それが何か持ち回りとかというので、我々から聞いたら十分な具体的に改善点といいますかね、評価が低かったのを上げるための改善点が具体的にどう出されたのか、そしてその評価委員の方がそれをどう評価したのか、具体的に。で、配点が4点だったところが幾らになったのか、あとは定性的な91点が幾らだったのか、そこを2点目として聞きたいのですね。ですから、具体的に修正案が出されて、それが審査意見でどう審査されて、採点が4点だったところが幾らになったのか、91点だったところがどうだったのか、そして全体的なこれオーケーですよということがきちっと透明性を持ってやらないといけないというので、その関連でもう一回再質問と。

それと、もう一つ、それ関連するのですが、今度、入札制度のあり方そのものが私はいびつな感じだなと思うのは、本来は市が契約を行う場合は競争入札が大原則ですよ。これを崩してはいけないというのは初歩的な原則です。しかし、前回では6年前ですかね、前回3社でしたか、応募されているいろいろありました。その問題基本はいろいろあ

るにしてもありました。しかし、今回、大原則を崩して1社のみですよね。通常だったら、条件を変えたりして、再入札に付すというのが大原則ですよ、誰が見ても。しかし、あえて市が定めたルールを無視して、1社に押し切らないといけないのはどこにあるのかどうか。入札制度のあり方の問題が問われるわけです。前回の意見でも出されたし、私もそう思うのは、体育施設の業務と造園とか公園の業務、これを一体的にやっているから矛盾が起こるわけですよね。本来分けてやればすっといく問題なのに、あえていろいろコストの削減とかあるのか知りませんが、あえてそういう体育施設の業務と造園とか公園の管理業務を一体的にやっているから矛盾が起こるし、このことについては前回でも検討課題とかいろいろ聞かれましたよね。ですから、せっかく去年から1年間遅らせたわけですから、原則を無視してやられてということに対して、是非市長そこを明確に答えてくれないといけないですよ。そこだけを2点目として聞いておきたい。

委員長（宮原忠行君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御質問の1点目の点でございますが、1点目の定量的事項につきましては、今回、標準価格を90%以下については20点という形で、前回12段階の得点化として配点をいたしております。結果、指定管理料が98%ということで定量的事項については4点という採点となっております。

本件につきましては、公園全体の施設事業としてバンブーの関連とさらなる公園の活用、事業提案がありまして、第3機関であります選定委員会において一定の能力があるものとして判断をいただき、指定管理者の候補者として了承をされたものでございます。

それからあと、2点目の修正内容についてでございますが、修正内容の具体的な内容としたしましては、基本的な考え方、それから分担表、利用者サービス向上の方策、収入確保と経費の削減と地域貢献の方策という形で具体的な内容を補足していただいたということでございます。

それからあと、3点目の1社応募についての件でございますが、応募する機会は公告を掲示した時点で確保はされているというふうに認識いたしております。また、競争性を同時に確保されているものというふうなもとで結果として1社のみのお応募であったというふうに判断をいたしております。

それからあと、4点目の最後の分離の件についてでございますが、公園施設を一体的に管理、活用して、自主的な経営努力を発揮していただけるように、多様な利用者への対応あるいは効率的な管理で経費の節減ということと、さらには多様なサービスの提供ができ

るということで、一括的にバンブー公園の指定管理の応募を行ったということでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 簡単に聞きますけども、いろいろ修正案が具体に出て一定に能力があるというように検討されたとありましたけども、一番我々がわかりやすいのは、配点が定量的な分で配点が4点だったのが、幾らでいろいろ検討して、幾らになったのかということ聞いたけども、その答弁がありません。あとは定性的な問題でも91点、いいところがあって、いろいろ事業所によるとかいろんな改善点が出たのでしょから、その91点だったものが改善提案が出た、いろいろ審査も意見もあったでしょう。そこに審査されたそれが91点だったものがいくらになったのかとあわせて、一定の能力があるという判断でしょから、その点数が何点から何点までかというのが聞きたい。

それで、あと市長に最後にあなたがトップですから、こういった私があえて言っているのは、入札のそもそも論に関わる問題ですよ。ですから、いろんな単価とかいろんな評価の分は意見があるにしても、市が事業者との契約する場合で誰が選ぶかというのは、この競争入札が大原則なのです。しかし、応募は1社しかなかった。結果はさっき言ったとおりですよ。ですから、さっき言ったいろんな問題点があるから、本来この1年間延ばしてきたのは、何のために延ばしてきたのかと言われても仕方がないような取組をされているわけですよ。ですから、大原則だけは守るというのは、市長が命を出せば簡単に済む問題をやっていないから、私は思うのですよ。おかしくなったのではないかなと思うから、市長はこういうことは今後も繰り返されるのか、そこだけは大原則は本来1社しかないわけだから、2社では少ないか知らないが、要するに競争入札ができる条件を。それが1社ではできないのに応募だとか条件とかいろんなことをつけてやっている。前回の時のこの分は3社か5社あったか知らないけれども、やっているわけですからね。そのとおりにやればいいのになぜ原則を崩すのかと、この点だけは市長に最後に答えてもらいたい。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、1点目の点数が補正後どういうふうになったかという点でございますけど、前回の委員会でも御説明させていただきましたとおり、審査会の中で一定の基準を達しているということで候補者となるということについては確定をいたしております。ただ、事業計画書の中に若干明瞭でない部分がありましたので、その部分につ

きまして補足ということで資料提供を求めて、その確認について各委員さんに説明をさせていただいたということですので、委員会の中では一定の合格をしているということですから、点数を変えるというような行為というのは行っておりません。

それから、応募者の参加をどういうふうに促していくのかという部分でございますが、そもそも指定管理制度という分は入札行為というわけではなくて、施設をどういうふうに管理をしているかという部分の管理者を決めるという行為でございますので、まず指定管理という部分については、入札契約制度という部分が1対1で対応というのは考えないというふうに思っております。ただ、指定管理をする上で業務の効率性でありますとか、行政サービスの向上と、あるいは利用者のサービスの向上という部分を考えて、事業提案をしていただいた上で一定の判断をしなければいけないということになれば、多くの方に参加していただくというのがあるべき姿ではないかなというふうに思います。この部分につきましては、前回の委員会でも御説明させていただきましたが、今の部分の形態がある意味体育施設を中心に事業展開をされているという部分について、若干我々も今後いろいろと考えていかなければいけないことがあるということは、前回述べさせていただいたとおりでございます。その部分につきましては今回いろいろと提案いただいておりますように、さらなる公園の管理という部分につきましてはそれ以外の部分についても取り扱っていただけると。新たに造園業者の方も参加していただいているということも踏まえまして、今後の5年間の中でいろいろと検討していったら、次回の時にはよりよいものになるように反映をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にします。

私は市長に主なところだけ繰り返し答弁求めますよ。繰り返しになるけども、この評価点が低い、一定基準が満たされていて、いろいろ修正案が出されている。修正案が出されたけども、再評価の点数もとっていない。4点がいくらになったのか。91点がいくらになったのか、あなたはやっていないと言っているのです。それが現実ですよ。

あとは、もう一つは競争入札、この指定管理といえども応募といえども競争入札を前回やっているのではないですか、3社。何でその競争入札を崩すのですかと。これを一旦こういうことをやったら、次からもそういうことになるから絶対に。文句というか、意見が出せないようになるわけだから、だから原則絶対崩してはいけないわけ。それを崩す理由を

市長しか言えないではないですか。ほかの人が言えるならいいのだけでも、ルールをかえるわけだから、市長が指示してこうかえましたと。それをあなたが説明しないといけない、ちゃんということです。

委員長（宮原忠行君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほどから繰り返し述べさせていただいておりますように、審査会の中で点数につきましては、一定の基準を満足しているということで候補者になり得るという判断をしております。それについては、新たに補足の部分、資料提出いただいても変える必要がないということで、点数は変更いたしておりません。

それから、競争性の部分につきましては、先ほど来述べさせていただいておりますように、事業者がいかに参加できるか、その事業提案が出されるかという部分については、今後も我々は考えていかなければいけないと。ただ、制度を崩しているというわけではございませんので、そこは御理解いただければと思います。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） さっきの公募した名前の中に年間二十二、三億円やっている会社もおったようですが、やっぱりそういうことの競争性をやると、竹原の業者というのは手も足も出ないということもあるのですね。それで、三原は、何年も前から委託事業含めて公募しているのですね。業者が参入しなさいと、市内業者が。とって、市内業者が育っているから、そういう競争入札にしても何にしても土壌ができて上がっているのですよ。だから、これからはやっぱり今までの過去の経緯を見て、大型事業をどんどんどん市外業者が発注するという時代は本当に改めないといけないと思う。だから、そういう手法をとって、やっぱりいいところ市がいくらでもあるのですよ。だから、自前でやっぱり生きていくというのは、体制を組んでいかないと私はいけないと思っているが、今回、先の委員会でも言ったように本来は4社が入札して、1年間4社で仕事しておったというような経緯がずっと続いたのですよ。だから、今回あえて一つの企業になって、お互いに育っていくだろうというような、私は思っているのですが、足りないところは補足しながら4社に管理してもらえればいわけですから、私はもうちょっと全部そういう業者を育てるための拾い出しをやって、やっぱり入札に参加するものは資格を持ってどどんどん申し込みしなさいというような体制を組んであげないと、業者の話を聞いても資格がないから一切指名しないというような、ほとんどそういう答えが返ってきますがね。私が委員長をやっている

たとき仕事はみんなよそへ出しているのだから、そこだけは改めないといけないと思っています。そういう点、今後の課題として考えてください。

委員長（宮原忠行君） 答弁はよろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託案件について順次討論、採決に入ります。

議案第52号土地改良事業計画の変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対します。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号平成29年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対をいたします。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 他にございませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（宮原忠行君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩します。

説明員の方は御退室をお願いいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当委員会の閉会中審査についてを議題とします。

3月定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として別紙のとおり申し入れるよう考えております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議がないようでありますので、関係部課と調整の上、正副委員長において当委員会を開催してまいりたいと思います。

その他委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、別紙のとおり議長に申し入れることに対し御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時20分 閉会